PICK UP!

【省略記号】日時 場所 対 対象 定 定員 ¥ 費用（記載なし：無料）
他 その他 託 託児 申 申込 応 応募 問 問い合わせ先

彦根市スポーツ・文化交流センターの名称が「プロシードアリーナ HIKONE（ひこね）」に決定しました！

彦根市スポーツ・文化交流センターについて、本市で初めてネーミングライツ（命名権）を募集し、審査の結果、㈱PRO-SEED（プロシード）による「プロシードアリーナ HIKONE」に決定しました。
※ネーミングライツ料（年間550万円　※期間：令和９年３月末まで）は、施設の維持管理などに役立てます。
問 新市民体育センター整備推進室
☎ 22-5955　FAX 21-3080
【HP 番号：18476】

▲彦根市スポーツ・文化交流センター（令和４年12月開館予定）

彦根市テレワークオフィスが中央町に完成！

「彦根市テレワークオフィス」は、市役所中央町別館の４階を改修し、新たにシェアオフィス・コワーキングスペース（１つのオフィスを複数の企業や個人で共有するオフィス）として４月にリニューアルしたものです。

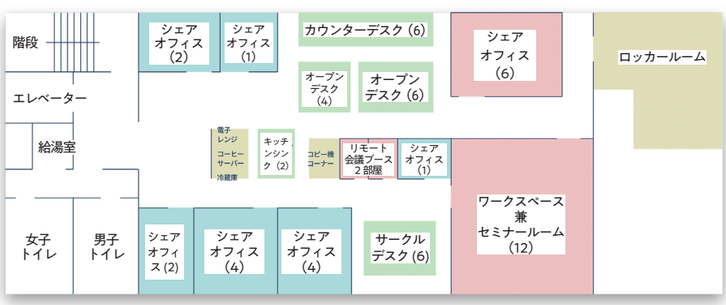

※カッコ（　）内は席の数

商工会議所・大学・市・金融機関などが協同で立ち上げた運営組織により、市内外のビジネスの創業・事業展開を支援する場として開設されました（フロア図は左のとおり）。利用についてなど、詳しくはお問い合わせください。
問 近江テック・アカデミー㈱（準備室：彦根商工会議所内）
☎ 22-4551【HP 番号：18805】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、各事業の実施を中止・延期することがあります。開催の有無や詳しい情報はお問い合わせください。発熱や咳などの風邪症状がある場合、参加を控えていただきますようお願いします。

健康・福祉

介護職員初任者研修受講補助金

県が指定する同研修の受講費用の一部を補助します。
対 次の①～⑤全てに該当する人
①市内に住所を有する
②県指定の介護職員初任者研修を修了
③同研修の終了後、市内の介護施設で３か月以上の勤務実績があり、今後も勤務する予定
④介護職員初任者研修に関する他の公的助成を受けていない
⑤申請時に納期限が到来している市税・介護保険料・国民健康保険料（税）に未納がない
補助金額 対象経費の２分の１（限度額：５万円）
申 郵送または窓口（添付書類は彦根市ホームページをご覧ください）
問 高齢福祉推進課
☎ 24-0828　FAX 24-5870
【HP 番号：8768】

介護福祉士育成応援補助金

介護福祉士の資格取得に向けた、実務者研修の受講費用の一部を補助します。
対 次の①～④全てに該当する人
①交付年度内に実務者研修の受講を修了し、翌々年度内に介護福祉士の国家試験を受験する
②市内の介護施設に勤務し、交付の翌年度以降３年度勤務する予定
③国・県・その他の機関から同受講料の助成などを受けていない
④申請時に納期限が到来している市税・介護保険料・国民健康保険料（税）に未納がない
補助金額 **【市内在住者】**受講料の４分の３（限度額：15万円）、**【市外在住者】**受講料の２分の１（限度額：10万円）
申 受講を修了するまでに郵送または窓口（添付書類は彦根市ホームページをご覧ください）
問 高齢福祉推進課
☎ 24-0828　FAX 24-5870
【HP 番号：10693】

重度障害のある人などの地域生活の支援

重症心身障害者通園施設運営費補助の見直しを行い、新たに人材育成のための研修経費を補助します。
また、手厚い医療的ケアを必要とする重症心身障害のある人などの送迎や入浴のサービスを提供する場合の経費についても、条件を満たす生活介護事業所などへ報酬加算（補助）します。
※詳しくはお問い合わせください。
問 障害福祉課
☎ 27-9981　FAX 30-9231

雇用施策連携重度障害者等就労支援特別事業

障害のある人の就労の機会や安定した就労を支援するために、企業が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても、障害のある人の雇用継続に支障が残る場合に、通勤や職場などにおける支援を行います。
対 障害福祉サービスを利用している人（その他条件があります）
¥ あり（非課税の人は費用負担無し）
申 窓口
他 対象など詳しくは、お問い合わせください。
問 障害福祉課
☎ 27-9981　FAX 30-9231

彦根市障害福祉職場人材確保・定着事業補助金

障害者（児）の直接支援・介護を行う職員の資質向上を図るため、介護職員初任者研修の受講料の一部を補助します。
対 次の①②全てに該当する人
①介護職員初任者研修（実技講習を障害福祉事業所などで行うものに限る）を修了
②同研修の終了後、彦根・愛荘・豊郷・甲良・多賀の区域内に所在する障害福祉事業所などに２か月以上の勤務実績があり、今後も勤務する予定（直接支援職員・介護職員としての常勤雇用に限る）
補助金額 **【市民税所得割課税世帯に属する人】**
受講料 100,000円（上限）の 1/2 ＋ 40,000円（就労継続支援金）
【市民税所得割非課税世帯に属する人】
受講料 100,000円（上限）＋ 40,000円（就労継続支援金）
※就労継続支援補助金 60,000円は令和４年度から廃止します。
申 同研修を修了するまでに、事前申込書を郵送または直接窓口
問 障害福祉課
☎ 27-9981　FAX 30-9231

障害のある人に給付する日常生活用具の基準額を変更します

次の用具の基準額を変更します。
▶特殊寝台　▶特殊マット
▶特殊尿器　▶体位変換器
▶入浴補助用具　▶便器
▶特殊便器　▶電気式たん吸引器
▶動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）
▶ストーマ装具（消化器系・尿路系）
他 基準額など詳しくは、お問い合わせください。
問 障害福祉課
☎ 27-9981　FAX 30-9231